

事 務 連 絡
令和2年4月30日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の
実施に当たっての取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」（令和2年4月30日医政発0430第5号・健発0430第1号厚生労働省医政局長健康局長連名通知）により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱について通知したところですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により地方負担分に対して交付金が交付されること等に鑑み、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の補助の対象となる上限額等の取扱いを下記のとおりまとめましたので、御了知の上、適切に事業を実施していただくようお願いいたします。

記

○新型コロナウイルス感染症対策事業

【上限額】

病床確保料

- ・ I C U内の病床を確保する場合 1床当たり 97,000 円／日
- ・ 人工呼吸器を使用して重症患者を受け入れるために
病床を確保する場合 1床当たり 41,000 円／日
- ・ 上記以外の場合 1床当たり 16,000 円／日

宿泊施設借上げ費の室料 1室当たり 13,100 円／日

食費 1食当たり 1,500 円（飲料代及び配送費は除く）

1日当たり 4,500 円（飲料代及び配送費は除く）

【対象外経費】

軽症者等に対して電話等情報通信機器による診療等を行うためのソフトウェアの導入・使用に係る費用は対象経費から除く。

○新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

【上限額】

- ・ 初度設備費
1 床当たり 133,000 円
- ・ 人工呼吸器及び付帯する備品
1 台当たり 5,000,000 円
- ・ 個人防護具
1 人当たり 3,600 円
- ・ 簡易陰圧装置
1 床当たり 4,320,000 円
- ・ 簡易ベッド
1 台当たり 51,400 円
- ・ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品
1 台当たり 21,000,000 円
- ・ 簡易病室及び付帯する備品
実費相当額

※簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。

○帰国者・接触者外来等設備整備事業

【上限額】

- ・ HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）
1 施設当たり 905,000 円
- ・ HEPA フィルター付パーテーション
1 台当たり 205,000 円
- ・ 個人防護具
1 人当たり 3,600 円
- ・ 簡易ベッド
1 台当たり 51,400 円
- ・ 簡易診療室及び付帯する備品
実費相当額

※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

○新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業

【上限額】

- ・医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円

○DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業

【上限額】

(医療チーム派遣経費)

- ・医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円
- ・業務調整員 1人1時間当たり 1,560円

(医療チーム活動費)

実費相当額

※医療チーム活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。

○新型コロナウイルスに感染した医師にかわり診療を行う医師派遣体制の確保事業

【上限額】

- ・医師 1人1時間当たり 7,550円

○医療搬送体制等確保事業

【上限額】

(患者搬送コーディネーター経費、患者搬送同乗者経費)

- ・医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円

(患者搬送費)

実費相当額

○ヘリコプター患者搬送体制整備事業

【上限額】

- ・ 隔離搬送用バッグ購入費 ヘリコプター 1 台当たり 300,000 円
- ・ 上記に係る交換用消耗品 1 搬送当たり 116,000 円

○新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業

【上限額】

- ・ 医師 1 人 1 時間当たり 2,265 円
- ・ 医師以外の医療従事者 1 人 1 時間当たり 562 円

○新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関に対する継続・再開支援事業

【上限額】

- ・ HEPA フィルター付空気清浄機 購入額の 1/2（事業者負担が 1/2）
 ※購入額の上限は 1 台当たり 905,000 円
 ※1 施設当たりの上限は 2 台
- ・ 消毒費用等 総事業費の 1/2（事業者負担が 1/2）
 ※総事業費の上限は 1 施設当たり 600,000 円

○医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

【上限額】

- ・ 1 施設当たり 1,083,000 円とし、入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、1 か所に限り 429,000 円を加算する。